

【令和4年6月1日以降版】

住民税（市県民税）均等割非課税世帯等の皆さまへ

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税（市県民税）均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給方法

市が確認書(または申請書)を受理した上で、指定の金融機関口座に振り込みます。

## 支給対象と手続き内容

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 世帯全員が令和4年度  
**「住民税（市県民税）  
均等割が非課税」**の世帯

II 令和4年1月以降の収入が減少し、  
世帯全員が**「住民税（市県民税）均等  
割が非課税相当」**の収入となった世帯  
(家計急変世帯)

I 該当の方へは  
市から確認書等の関係書類  
を送付します。



**提出期限：確認書の日付から3か月以内**

詳しくは裏面「I」へ

II **申請が必要です**

**申請期限：令和4年9月30日（金）**

裏面の内容に該当すると思われる世帯の方は、給付金窓口（☎0866-92-8389）までお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

※本給付金は、以下の場合対象となりません。

- ① 令和3年度の住民税（市県民税）均等割非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象となった世帯
- ② 支給を受けた世帯の世帯主であった方を含む世帯

## I 令和4年度住民税（市県民税）均等割が非課税の世帯

基準日(令和4年6月1日)時点において、**世帯の全ての方が**、令和4年度（令和3年中）の住民税（市県民税）均等割が非課税の世帯が対象です。

- 対象となる世帯には、確認書などの関係書類が入った封書が届きます。
- 封書が届いたら、同封の確認書の内容を確認、記入し、必要書類を添付して、同封の返信用封筒にて**返信してください**。

### 【確認事項】

- ・支給該当欄や誓約欄、振込口座などの記入
- ・振込口座を確認するための書類の添付など



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税（市県民税）均等割非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 下記の内容に該当すると思われる世帯の方は、お問い合わせ先へご連絡いただくか、給付金窓口でご相談ください。



※ 住民税（市県民税）均等割非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税（市県民税）均等割非課税水準以下であることを指します（適用される限度額は、下記の給付金窓口までお問い合わせ下さい）。

（一例）住民税（市県民税）均等割非課税となる年間給与収入の目安（総社市の場合）  
単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ

給付金窓口（総社市役所 本庁舎 1階 福祉課内）  
〈給付金専用ダイヤル〉

**TEL 0866-92-8389 FAX 0866-92-8385**

受付時間 平日8:30～17:15

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号